

第23回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月22日（木）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について
 - (2) 報告第2号 農地復元等完了報告
 - (3) 報告第3号 大田原市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規程の制定について
 - (4) 議案第1号 農業経営改善計画の認定について
 - (5) 議案第2号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
 - (6) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
 - (7) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (8) 議案第5号 農地法第5条許可後の事業計画変更について
 - (9) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (10) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (11) 議案第8号 非農地証明願いについて
 - (12) 議案第9号 農用地の買入協議に係る要請について
 - (13) 議案第10号 令和8年度農林関係税制改正に関する要望について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	4番 阿見 芳
5番 助川 悦夫	7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治
9番 郡司 裕一	10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵
12番 岩城 善広	13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子
15番 屋代 幸子	16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝
- 6 欠席委員 3番 秋本 則夫 6番 津久井 勝之
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 5名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（２番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は１５名であり、定足数を満たしております。ただいまから第２３回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、１２番岩城委員、１３番鈴木委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第１号「農地法第４条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 ４ページ、別冊資料説明２ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第１号を終わります。

次に、報告第２号「農地復元等完了報告について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 ５ページ、別冊資料説明 ３ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員（阿見 芳） ５月２０日、現地調査第１班で現地の確認をして参りました。農地復元についてですが、先ほど説明がありましたように羽田地内の農地の復元です。農業委員会から違反転用の指摘を受けておりました。現地は先程もありましたように、資材等も撤去され畑の状況となっており、適正に復元されたことを報告いたします。以上です。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第２号を終わります。

次に、報告第３号「大田原市農業委員会情報通信技術を活用した行政の

推進に関する規程の制定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会追加配布資料説明>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

次に、議案第1号「農業経営改善計画の認定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 6～47ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終了しました。本件は、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

まず、資料9ページ、新規認定申請者、番号4番について、7番植竹委員が議事参与に該当いたします。植竹委員は退室願います。

<植竹 裕子委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより番号4番の質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

番号4番は、原案のとおり承認することといたします。審議終了により7番植竹委員の入室を認めます。

<植竹 裕子委員入室>

続きまして、資料10ページ、新規認定申請者、番号7番について、12番岩城委員が議事参与に該当いたします。岩城委員は退室願います。

<岩城 善広委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより番号7番の質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

番号7番は、原案のとおり承認することといたします。審議終了により12番岩城委員の入室を認めます。

<岩城 善広委員入室>

議 長 （荒井 一夫） ここで、議長を鈴木職務代理者に交代をいたします。

職務代理者 （鈴木 賢一） それでは、議長を交代して進行いたします。

資料31ページ、再認定申請者の番号66番について、10番荒井委員が議事参与に該当いたします。荒井委員は退室願います。

<荒井 一夫委員退室>

職務代理者 （鈴木 賢一） これより番号66番の質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

職務代理者 （鈴木 賢一） 質疑がないようですので、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

職務代理者 （鈴木 賢一） 全委員賛成と認めます。

番号66番は、原案のとおり承認することといたします。審議終了により10番荒井委員の入室を認めます。

<荒井 一夫委員入室>

職務代理者 （鈴木 賢一） ここで、議長を交代いたします。

議 長 （荒井 一夫） 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <別冊資料説明4~19ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員（阿見 芳） 議案第2号、大田原農業振興地域整備計画の変更について報告いたします。町島地内。先ほど説明ありましたとおり、現況に特に問題ないと確認してまいりました。狭原地内。20年以上宅地施設として利用していたということで、特に問題ないと思います。小滝地内。20年以上住宅敷地として利用していたということで問題ないと思います。以上、よろしく願います。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 48～82 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終了しました。本議案中に、議事参与該当案件があります。資料5 1 ページ、機構・受け手間契約の申請番号5-5、資料6 5 ページ、一括貸借契約の申請番号5-20、資料7 4 ページ、申請番号5-41について、3番秋本委員が議事参与に該当いたしますが、本日は欠席でありますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号5-5、申請番号5-20、申請番号5-41について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

申請番号5-5、申請番号5-20、申請番号5-41の3件については、原案のとおり承認することといたします。

次に、資料7 2 ページ、一括貸借契約の申請番号5-37について、12番岩城委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、岩城委員は退室願います。

<岩城 善広委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号5-37について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

申請番号5-37は、原案のとおり承認することといたします。審議終了により12番岩城委員の入室を認めます。

<岩城 善広委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第3号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明83ページ、別冊資料説明1ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員(阿見 芳) 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。美原地内の申請番号3番、転用目的は住宅敷地アパート駐車場ということです。現地の状況は既に舗装され駐車場となっておりました。先ほども説明ありましたように、無断転用の状況です。始末書は提出されていますが、今回が初めてではなく、先ほど言ったように2回目ということでもありますので、現地確認した中では、許可保留ということをお願いできればと思っております。今後の対応については委員皆様のご意見をお聞きしたいということも付け加えます。また、事務局で対応策があればそれについてもお願いできればと思っております。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 皆さんが調査する前に、私と局長で同じように確認しております。ただ今阿見委員からも報告がありましたように、前回は始末書をつけながらなんとか認めたという経過がある中で、既に完全に着工され、舗装され、もうすぐ使えるような状態であるという観点から、現地の担当委員の方々からはよく検討して指導してほしいというご意見でありました。事務局の見解についてもお伺いしたいと思います。

事務局 現地調査班とともに現地を見てまいりました。事務局、当時現地調査した委員からの発言では、アスファルトを剥がせという指導もあるのではないかと、また、出来上がってしまったものをどうすることもできない、という意見もありました。駐車場の使用を禁止してはどうかという意見もあり

ました。ただ、その場合には法律上問題にはならないのか、という意見もありました。まず、こういった駐車場が設置された経緯について相手から経過を報告させ、そこから今後の対応について判断をしてはどうか、という意見もありました。事務局としては委員の皆様の意見をお聞きしながら、こういった対応が取れるのかを模索していきたいと考えております。

議 長 (荒井 一夫) ただ今発言がありましたとおり、色々なご意見があると思います。総会ですので、皆様からの意見はどのような考え方があるかお聞きしたいと思います。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 5番助川です。受付保留で。本来でしたら復元が最低ですが、受付は保留ということで、法律的な問題についても事務局と相談しながらやりたいと思います。一番は農業委員会として原状復帰の命令は出せるのだと思います。

議 長 (荒井 一夫) 単に農地に砂利を入れた、土を入れたというのではなく、もう既に前に許可するにあたって事前着工も甚だしいということで一応始末書を添付させたということがあって、今回もそれが分かっているながら敢えて全部きれいに仕上げているという状況ですので、考え方によっては悪質であると判断してもやむを得ない事案ではありますが、そこまで舗装されてお金もかかっている状況になりますと、家が建ったら家を壊せというまでにもいかないのと同じような観点から、もう少し内容精査して、今回は保留の中で法的に問題にならないような方法でできる方向性を見出せたらいいと思っています。本来であれば、従前の形に戻しなさいというのは普通の方だと感じますが、そうしたことも踏まえながら、保留にして先方のご意見や考え方をよく確認しながらその後対応していくと、現地調査担当委員さんの方からのお話もありましたので、このような形でこの案件につきましては今回保留ということはどうでしょうか。それでは、皆様のご意見が揃ったようですので、この案件につきましては今回保留で今後検討するというにしたいと思います。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農地法第5条許可後の事業計画変更について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 84 ページ、別冊資料説明 22 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員(阿見 芳) 議案第5号、農地法第5条許可後の事業計画変更について報告いたします。富士見地内、申請番号1番です。変更事由は、先ほどもありましたように平成21年に許可を受けていましたが、当時の

請人が県外に転勤ということになり、事業計画が遂行できないため今回の宅地分譲3区画については変更したいということです。計画変更は問題ないということで確認をしてみました。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 85～86 ページ、別冊資料説明 22～28 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員(阿見 芳) 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。富士見市内の申請番号2番です。議案第5号3件の続きで、宅地分譲を3区画で行うということです。特に問題はないと確認をいたしました。次が本町地内の申請番号3番です。転用目的は貸店舗などです。農地の状況は水田、畑であり、概ね管理されておりました。周辺農地への影響はないものと思われ、問題はないと確認してきました。次は上石上地内の申請番号4番です。転用目的は一般住宅の建築のためということです。現在の状況は農地として適正に管理されております。周辺農地への影響もないものと思われ、問題はないと確認をいたしました。次が乙連沢地内の申請番号5番です。転用目的は管理釣り場の駐車場ということです。現地の状況は原野となっておりますが、草も刈っており、概ね管理されているというように見てきました。周辺農地への影響もなく、問題ないものと確認をしています。次は鹿畑地内の申請番号6番と7番です。関連しますので一括で報告いたします。転用目的は一時転用であり、営農型の太陽光発電施設ということです。営農型太陽光発電施設は3年に1回更新するというもののため、今回の申請になったと聞いています。現在の状況は、発電・太陽光の周りも、草も刈られて適正に管理されて問題がないということで確認をしてみました。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりました。本議案中に、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。資料85ページ、申請番号4番について、16

番唐橋委員が議事参与に該当いたします。唐橋委員は退室願います。

<唐橋 洋子委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

番号4番は、原案のとおり許可することといたします。審議終了により16番唐橋委員の入室を認めます。

<唐橋 洋子委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第6号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 87～88、91 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員(阿見 芳) 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。申請のあった6件、先ほどありました13番から18番ですが、担当推進委員および事務局からの説明報告により検討した結果、許可することに問題ないものと思われます。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第8号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明89ページ、別冊資料29～31ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員(阿見 芳) 議案第8号、非農地証明願について報告いたします。滝沢地内の申請番号3番です。現地は平成3年頃、畑として土地改良区から換地されております。その後一度も作付することなく、資材置き場として利用されていまして。現在は草も刈られて管理はされていますが、20年以上経過しており、農地に戻すことは難しいと思いますので証明することに問題はないと思われまして。次が大豆田地内の申請番号4番です。現地は平成10年ごろからパチンコ店として営業されていまして。非農地となり20年以上経過しています。農地に戻すことは難しく証明することに問題はないと思われまして。次は桜木沢地内の申請番号5番です。現地は昭和52年頃から川西農協の育苗センターとして利用されていまして。非農地となり20年以上経過しています。農地に戻すことは難しく証明することに問題はないと思われまして。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第9号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 90 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第9号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第10号「令和8年度農林関係税制改正に関する要望について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 追加配布資料>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり提出することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第10号は、原案のとおり提出することといたします。

議長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) ないようなので、以上で第23回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時45分 閉会